

社会保険協会費の口座振替による納入方法のお知らせ

年に1度の社会保険協会費は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

メリット① 金融機関に出向く必要がなくなります。

メリット② 口座振替にかかる手数料のご負担はありません。

※なお、納付書でお振込みされる場合の手数料は、事業所様ご負担となりますのでご了承ください。

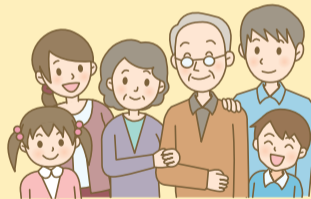
申込方法

「預金口座振替依頼書」の用紙は、令和8年5月20日に発送を予定しております。

口座振替をご希望の事業所様は、用紙が届き次第**赤枠内**に必要な事項をご記入・押印のうえ、同封の返信用封筒で郵送をお願いいたします。

申込期限

令和9年3月末日



◎申込期限後に届いた「口座振替依頼書」は、令和9年度に反映されない場合がありますのでご注意ください。

◎令和8年度の会費につきましては、5月20日にお届けする振込用紙で納入をお願いいたします。